

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月1日

【届出者の氏名又は名称】 / 1 101投資事業有限責任組合

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目15番1号六本木ヒルズげやき坂テラス4階

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目15番1号六本木ヒルズげやき坂テラス4階

【電話番号】 03 - 6689 - 8373

【事務連絡者氏名】 無限責任組合員 101合同会社
職務執行者 伊賀 圭太

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

[届出者の氏名又は名称] / 2 エスディーエスエス・インベストコ・リミテッド(SDSS Investco Limited)

[届出者の住所又は所在地] ガーンジー島 GY1 2HL セント・ピーター・ポート、ロイヤル・アベニュー、ロイヤル・プラザ 1 (1 Royal Plaza, Royal Avenue, St Peter Port GY1 2HL, Guernsey)

[最寄りの連絡場所] 該当事項はありません。

[電話番号] 同上

[事務連絡者氏名] 同上

[代理人の氏名又は名称] 弁護士 宇佐神 順

[代理人の住所又は所在地] 東京都千代田区丸の内1 - 8 - 3 丸の内トラストタワー本館26階
ホワイト&ケース法律事務所・外国法共同事業

[最寄りの連絡場所] 同上

[電話番号] 03-6384-3300(代表)

[事務連絡者氏名] 弁護士 宇佐神 順 / 同 森田 一至

[届出者の氏名又は名称] / 3 エスディーエスエス・ケイ・インベストコ・リミテッド(SDSS K Investco Limited)

[届出者の住所又は所在地] ガーンジー島 GY1 2HL セント・ピーター・ポート、ロイヤル・アベニュー、ロイヤル・プラザ 1 (1 Royal Plaza, Royal Avenue, St Peter Port GY1 2HL, Guernsey)

[最寄りの連絡場所] 該当事項はありません。

[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
[代理人の氏名又は名称]	弁護士 宇佐神 順
[代理人の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所・外国法共同事業
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-6384-3300(代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 宇佐神 順/同 森田 一至
[届出者の氏名又は名称] / 4	エスエスエフ・ユーエス・インベストコ・エス・エルピー(SSF U.S. Investco S, L.P.)
[届出者の住所又は所在地]	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター(Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, in the City of Wilmington, County of New Castle, Delaware 19801, U.S.A.)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
[代理人の氏名又は名称]	弁護士 宇佐神 順
[代理人の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所・外国法共同事業
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-6384-3300(代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 宇佐神 順/同 森田 一至
[届出者の氏名又は名称] / 5	エスエスエフ・ユーエス・インベストコ・シー・エルピー(SSF U.S. Investco C, L.P.)
[届出者の住所又は所在地]	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター(Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, in the City of Wilmington, County of New Castle, Delaware 19801, U.S.A.)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
[代理人の氏名又は名称]	弁護士 宇佐神 順

[代理人の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所・外国法共同事業
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-6384-3300(代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 宇佐神 順/同 森田 一至
[届出者の氏名又は名称]/6	エスオーエフ-イチイチ・インターナショナル・インベストコ・リミテッド(SOF-11 International Investco Limited)
[届出者の住所又は所在地]	ガーンジー島 GY1 2HL セント・ピーター・ポート、ロイヤル・アベニュー、ロイヤル・プラザ 1 (1 Royal Plaza, Royal Avenue, St Peter Port GY1 2HL, Guernsey)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
[代理人の氏名又は名称]	弁護士 宇佐神 順
[代理人の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所・外国法共同事業
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-6384-3300(代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 宇佐神 順/同 森田 一至
【縦覧に供する場所】	101投資事業有限責任組合 (東京都港区六本木六丁目15番1号六本木ヒルズげやき坂テラス4階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、101投資事業有限責任組合(以下「101 LPS」といいます。)、エスディーエスエス・インベストコ・リミテッド(SDSS Investco Limited)(以下「SDSS」といいます。)、エスディーエスエス・ケイ・インベストコ・リミテッド(SDSS K Investco Limited)(以下「SDSS-K」といいます。)、エスエスエフ・ユーエス・インベストコ・エス・エルピー(SSF U.S. Investco S, L.P.)(以下「SSF-S」といいます。)、エスエスエフ・ユーエス・インベストコ・シー・エルピー(SSF U.S. Investco C, L.P.)(以下「SSF-C」といいます。))及びエスオーエフ-イチイチ・インターナショナル・インベストコ・リミテッド(SOF-11 International Investco Limited)(以下「SOF-11」といいます。)を総称して、又は個別にいいます。また、これらの者を総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、投資口に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき設立された投資法人である対象者の投資口(以下「対象者投資口」といいます。)を買付けの対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成された財務諸表からのものであり、当該財務諸表は、米国の一般的に許容される会計基準に遵守して財務諸表を作成することが求められる会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、SSF-S及びSSF-C以外の公開買付者及び対象者は米国外で設立された法主体であり、その役員が米国外の居住者であることなどから、米国の証券関連法の違反を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法主体又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の法主体、法人・関連者をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、将来に関する記述が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれら将来に関する記述と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、かかる将来に関する記述が結果的に正しくなることについて何ら保証することはできません。本書又は本書の参照書類の中の将来に関する記述は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者及び米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(c)(3)項で定義された「対象となる者(covered person)」は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)項の要件に従って行う場合(以下「法令上許容される場合」といいます。))を除き、対象者投資口を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行うことが禁止されます。法令上許容される場合における買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月7日付で本公開買付けに係る公開買付届出書(2021年4月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項、同年5月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項、及び同年5月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、2021年6月1日、公開買付者が本公開買付価格を21,750円から22,500円に変更することを決定したこと、2021年6月1日、公開買付者が買付予定数の下限を4,341,133口(公開買付者らが所有する対象者投資口との合計で4,865,212口。所有割合:55.27%)から、3,877,247口(公開買付者らが所有する対象者投資口との合計で4,401,326口。所有割合:50.00%)に変更することを決定したこと、2021年6月1日、公開買付者が本公開買付け後の本臨時投資主総会の招集請求の予定を本公開買付けの決済完了後から本公開買付け成立後に変更することを決定したこと、及び2021年6月1日、公開買付者が対抗提案(下記に定義します。)を受けて本資産運用会社関連対抗提案者(下記に定義します。)との対話を試みる方針を決定したことに伴い、2021年4月7日付で提出いたしました公開買付届出書(2021年4月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項、同年5月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項、及び同年5月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。また、本公開買付価格を21,750円から22,500円に変更し、買付け等に要する資金が増額したことに伴い、101 LPSが取得した出資証明書に記載の出資額も増額することとなるため、102投資事業有限責任組合、102合同会社、Caymanファンド、SOF-XII Iris SPV 2, L.P.、SOF-XII Iris SPV 3, L.P.、SOF-XII Mini Master 1, L.P.、SOF-XII Mini Master 2, L.P.、SOF-XII Mini Master 3-A, L.P.及びSOF-XII Mini Master 3-B, L.P.による合計9通の出資証明書を差し替えるものとします。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者らの概要

本公開買付けの概要、目的及び条件

資金の概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由

本公開買付けの実施を決定するに至った経緯

対象者との対話

本公開買付価格決定の背景及び経緯について

(3) 本公開買付け成立後の運用方針

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(7) 対象者投資口の追加取得及び第三者への譲渡の予定の有無

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しています。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者らの概要

(訂正前)

(前略)

なお、本公開買付けにおいて、各公開買付者が取得する対象者投資口の数については、以下の表左欄に記載の投資口数を予定しています。また本公開買付けによる取得の結果、各公開買付者が所有することとなる投資口数は、以下の表右欄記載のとおりです。かかる本公開買付けにおける買付け数の配分については、各公開買付者の出資元であるスターウッド・ファンドの未履行出資約束金額及び101 LPS以外の公開買付者の預金残高を踏まえて定めたものです。

	本公開買付けにおいて取得する対象者投資口の数 (口)	本公開買付けにおける取得後の対象者投資口の合 計数(口)
101 LPS	本公開買付けによって取得することとなった対象者投資口の数から101 LPS以外の公開買付者が本公開買付けにおいて取得する対象者投資口の数の合計である36,722口を減じた口数(全て応募された場合には8,241,849、下限での応募であった場合には4,304,411)	本公開買付けによって取得することとなった対象者投資口の数から101 LPS以外の公開買付者が本公開買付けにおいて取得する対象者投資口の数の合計である36,722口を減じた口数に、本書提出日現在101 LPSが所有する対象者投資口の数96,915口(所有割合：1.10%)を加えた口数
SDSS	9,474	119,561(本書提出日現在で所有している110,087口(所有割合：1.25%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SDSS-K	17,076	215,508(本書提出日現在で所有している198,432口(所有割合：2.25%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SSF-S	3,709	47,023(本書提出日現在で所有している43,314口(所有割合：0.49%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SSF-C	2,791	35,232(本書提出日現在で所有している32,441口(所有割合：0.37%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SOF-11	3,672	46,562(本書提出日現在で所有している42,890口(所有割合：0.49%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、本公開買付けにおいて、各公開買付者が取得する対象者投資口の数については、以下の表左欄に記載の投資口数を予定しています。また本公開買付けによる取得の結果、各公開買付者が所有することとなる投資口数は、以下の表右欄記載のとおりです。かかる本公開買付けにおける買付け数の配分については、各公開買付者の出資元であるスターウッド・ファンドの未履行出資約束金額及び101 LPS以外の公開買付者の預金残高を踏まえて定めたものです。

	本公開買付けにおいて取得する対象者投資口の数 (口)	本公開買付けにおける取得後の対象者投資口の合計数(口)
101 LPS	本公開買付けによって取得することとなった対象者投資口の数から101 LPS以外の公開買付者が本公開買付けにおいて取得する対象者投資口の数の合計である36,722口を減じた口数(全て応募された場合には8,241,849、下限での応募であった場合には3,840,525)	本公開買付けによって取得することとなった対象者投資口の数から101 LPS以外の公開買付者が本公開買付けにおいて取得する対象者投資口の数の合計である36,722口を減じた口数に、本書提出日現在101 LPSが所有する対象者投資口の数96,915口(所有割合：1.10%)を加えた口数
SDSS	9,474	119,561(本書提出日現在で所有している110,087口(所有割合：1.25%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SDSS-K	17,076	215,508(本書提出日現在で所有している198,432口(所有割合：2.25%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SSF-S	3,709	47,023(本書提出日現在で所有している43,314口(所有割合：0.49%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SSF-C	2,791	35,232(本書提出日現在で所有している32,441口(所有割合：0.37%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SOF-11	3,672	46,562(本書提出日現在で所有している42,890口(所有割合：0.49%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)

(後略)

本公開買付けの概要、目的及び条件

(訂正前)

(前略)

以上のような考えの下、公開買付者は、対象者の非公開化という本公開買付けの目的を達成する可能性を最大化しつつ、本公開買付け及び本公開買付価格の公正性を担保し、対象者の一般の投資主の応募判断の結果を一定程度尊重すべく、本公開買付けにおいて変更後の下限を4,341,133口(所有割合：49.32%)と設定することといたしました。なお、4,341,133口(所有割合：49.32%)の応募があった場合、本公開買付け後における公開買付者が所有する対象者投資口の数合計4,865,212口(所有割合：55.27%)となります。かかる変更後の下限である投資口数(公開買付者の保有分を含めて55.27%)を買付け等の条件として設定することは、前記のとおり、公開買付者以外の全投資主の過半数の賛同が得られ、かつ、公開買付者及びインデックスファンド等を除く対象者の一般の投資主の3分の2を超える賛同が得られることを本公開買付け成立の条件とすることを意味します。

下記「(7) 対象者投資口の追加取得の予定の有無」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付け成立後本臨時投資主総会の基準日(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において詳述します。)前に、本公開買付け成立時において本公開買付けへの応募を見送ったインデックスファンド等が依然として所有する対象者投資口(推定2,254,018口、所有割合：25.61%)のうちインデックスファンド等が本公開買付け成立後に売却する投資口及びその他の本公開買付けへの応募を見送った投資主が保有する投資口を法令の許容する範囲・方法において可能な限り市場内取引又は市場外相対取引により取得する予定であり、これにより本スクイズアウト手続が実施される確度はより高いものとなる見込みです。(中略)従って、公開買付者は、本臨時投資主総会の基準日までの間にこれらインデックスファンド等が売却する対象者投資口を法令の許容する範囲・方法において可能な限り市場内取引又は市場外相対取引により買い受けることを想定しています。

公開買付者は、インデックスファンド等が公開買付けに応募せず、かつ、上述のリバランスに伴う売却後も継続して保有する投資口(対象者投資口の浮動投資口比率を反映したインデックスに基づく継続保有分)については、各社の基本方針に従いつつ、本取引の条件が適切であるか否かの判断を自ら行った上で、本投資口併合(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)にかける臨時投資主総会議案には賛成の議決権行使を行う可能性があると考えており、本投資口併合が臨時投資主総会で承認されず、非公開化が行われない可能性は高くないと考えています。

なお、公開買付者は、仮に本公開買付け成立後本臨時投資主総会の開催までの間に、公開買付者がその時点での状況に鑑み、本投資口併合が否決される可能性が高いと判断した場合、又は本臨時投資主総会の決議によって現に本投資口併合の議案が否決され、かつ本公開買付け終了後最初に到来する対象者の事業年度終了時(以下「導管性要件基準時」といいます。本臨時投資主総会において対象者の決算期を変更する規約変更が承認可決されない限りは、2021年10月31日を意味します。)までの間に改めて対象者の臨時投資主総会において本投資口併合の議案についての可決決議が行われる可能性が現実的に乏しいと公開買付者が判断した場合には、保有する対象者投資口の第三者に対する譲渡による公開買付者の対象者投資口保有割合の減少その他対象者の導管性要件維持のために必要な措置を取る予定です。公開買付者は、そのうえで、導管性要件基準時経過後に速やかに市場内取引又は市場外相対取引、公開買付けその他その時点で法令上許容される方法により、公開買付者の所有割合が対象者の発行済投資口の総口数の3分の2を超えるように、又はかかる口数に可及的に近づくように、対象者投資口を追加取得すること等により、最終的に対象者投資口の投資口併合によるスクイズアウトの成立を目指します。なお、当該追加取得の具体的な手法及び数量については、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場動向、本臨時投資主総会における投資口併合の議案への賛否の程度等を勸案の上、検討していくこととなりますので、現時点において決定している事項はありません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

以上のような考えの下、公開買付者は、2021年5月10日、対象者の非公開化という本公開買付けの目的を達成する可能性を最大化しつつ、本公開買付け及び本公開買付価格の公正性を担保し、対象者の一般の投資主の応募判断の結果を一定程度尊重すべく、本公開買付けにおいて変更後の下限を4,341,133口(所有割合：49.32%)と設定することといたしました。なお、4,341,133口(所有割合：49.32%)の応募があった場合、本公開買付け後における公開買付者が所有する対象者投資口の数は合計4,865,212口(所有割合：55.27%)となります。かかる変更後の下限である投資口数(公開買付者の保有分を含めて55.27%)を買付け等の条件として設定することは、前記のとおり、公開買付者以外の全投資主の過半数の賛同が得られ、かつ、公開買付者及びインデックスファンド等を除く対象者の一般の投資主の3分の2を超える賛同が得られることを本公開買付け成立の条件とすることを意味します。

さらに、その後、公開買付者は、2021年6月1日、本スクイーズアウト手続の実施に向けて、以下に記載する理由により、本公開買付けにおける買付予定数の下限について、以下のとおり変更することを決定しました。すなわち、公開買付者は、本公開買付けにおいて3,877,247口(所有割合：44.05%)(公開買付者らが所有する対象者投資口との合計で4,401,326口(所有割合：50.00%))を変更後の買付予定数の下限(以下「第2回変更後の下限」といいます。)として設定し、応募投資口の総数が第2回変更後の下限(3,877,247口、所有割合：44.05%)に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者投資口の全て(但し、公開買付者らが所有する対象者投資口及び対象者が所有する自己投資口(もしあれば)を除きます。)を取得し、対象者を非公開化することを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募投資口の総数が買付予定数の下限(3,877,247口、所有割合：44.05%)以上の場合は、応募投資口の全部の買付け等を行います。

公開買付者が2021年5月10日付公開買付届出書の訂正届出書(以下「第2回訂正届出書」といいます。)を提出した後、本資産運用会社の親会社の100%子会社であるインベスコ・インベストメンツ(バミューダ)リミテッド(以下「本資産運用会社関係投資主」といいます。)が提出し、開示した同月13日付大量保有報告書及び同月17日付大量保有報告変更報告書によれば、本資産運用会社関係投資主は、対象者投資口を621,051口(所有割合：7.06%)保有しているとのことです(かかる本資産運用会社関係投資主が保有する対象者投資口を以下「本資産運用会社関係投資主保有対象者投資口」といいます。)。また、同年5月20日、対象者が公表した「IRE(Cayman) Limitedによる公開買付けの実施に関する提案書受領のお知らせ」と題する適時開示(以下「対抗公開買付け提案にかかるプレスリリース」といいます。)によれば、本資産運用会社の親会社の間接子会社であるIRE(Cayman) Limited(以下「本資産運用会社関連対抗提案者」といいます。)が、対象者に対して公開買付価格を22,500円とする新たな公開買付け実施の提案(以下「対抗提案」といいます。)を行ったとのことです。

公開買付者は、本資産運用会社関係投資主による上記の対象者投資口の保有状況及び本資産運用会社関連対抗提案者による対抗提案、並びにこれらの開示後の市場投資口価格の動向を踏まえると、本公開買付け成立の確度を可及的に高めるためには、本公開買付け成立のための買付予定数の下限を下げる必要があると考え、本公開買付けにおいては公開買付者が本公開買付け成立時点において対象者の発行済投資口の総口数(8,802,650口)の過半数を保有する形での買付け予定数の下限設定が適切であると考えに至りました。

なお、公開買付者は、下記のとおり、インデックスファンド等が本公開買付け成立後に売却する投資口及びその他の本公開買付けへの応募を見送った投資主が保有する投資口の一部を公開買付期間末日の翌日以後本臨時投資主総会の基準日までの期間中に法令の許容する範囲で追加取得することを予定していること、並びにインデックスファンド等が本公開買付け成立後も継続して保有する投資口の議決権行使については、本投資口併合の議案に賛成の議決権行使を行う可能性があることと公開買付者は考えていることから、かかる第2回変更後の下限によっても、本スクイーズアウト手続の実現可能性を確保することができると考えています。具体的には、インデックスファンド等は、その所有する対象者投資口数(2,254,018口。所有割合：25.61%)のうち約半分の投資口を投資ポートフォリオのリバランス(下記参照)のために本公開買付け成立後に売却することが想定されることから、公開買付者は、市場内及び市場外においてこのようなりバランスのためにインデックスファンド等が売却する対象者投資口のうち一定数を追加取得することができると考えています。また、インデックスファンド等はリバランス後も残りの約半分の対象者投資口(1,127,009口。所有割合：12.80%)については、継続保有することが想定され、公開買付者は、かかるインデックスファンド等は、本臨時投資主総会における本投資口併合の議案に賛成の議決権行使を行う可能性があると考えています。従って、本公開買付けの買付予定数の下限と同数の対象者投資口の応募によって本公開買付けが成立した場合であっても、公開買付者が本公開買付け成立をもって保有することとなる50.00%の対象者投資口、インデックスファンド等の継続保有する対象者投資口及び公開買付者が本公開買付け成立後に追加取得する予定の対象者投資口を勘案すれば、公開買付者は、第2回変更後の下限をもってしても本スクイーズアウトの実現可能性は確保されていると考えています。また、公開買付者は、下記のとおり、仮に本臨時投資主総会の決議によって本投資口併合の議案が否決された場合には、市場内取引又は市場外相対取引、公開買付けその他その時点で法令上許容される方法により、公開買付者の所有割合が対象者の発行済投資口の総口数の3分の2を超えるように、若しくはかかる口数に可及的に近づくように、対象者投資口を追加取得し、又は対象者をして自己投資口を取得させることで対象者の総議決権数を減少させ、相対的に公開買付者の議決権の割合を増加させること等により、最終的に対象者投資口の投資口併合によるスクイーズアウトの成立を目指します。なお、かかる第2回変更後の下限(3,877,247口、所有割合：44.05%)は、本訂正届出書提出日現在公開買付者の所有する対象者投資口数(524,079口。所有割合：5.95%)及び本公開買付けに応募することが期待できないと公開買付者が考えるインデックスファンド等の所有する対象者投資口数(2,254,018口。所有割合：25.61%)を除く全投資主の所有する対象者投資口の総口数の過半数を上回る応募を条件とすることとなる点で、第2回変更後の下限においても対象者の一般の投資主の応募判断の結果を一定程度尊重することができると公開買付者は考えるに至りました。

そこで、公開買付者は、本公開買付けの開始時において各公開買付者が保有する対象者投資口数、インデックスファンド等が所有する対象者投資口数、及び本資産運用会社関係投資主保有対象者投資口数、並びに本スクイーズアウト手続の実現可能性も勘案しつつ、本公開買付け及び本公開買付価格の公正性を担保する上で、本公開買付けにおいて3,877,247口(所有割合：44.05%)(公開買付者らが所有する対象者投資口との合計で4,401,326口。所有割合：50.00%)を第2回変更後の下限として設定することが妥当であると考えているに至りました。かかる第2回変更後の下限は、対象者自己投資口取得報告書に記載された2021年2月28日現在の発行済投資口の総口数(8,899,256口)から、対象者自己投資口取得報告書に記載のとおり同年3月10日付で消却された自己投資口の総数(96,606口)を控除した発行済投資口の総口数(8,802,650口)について、当該発行済投資口の総口数の2分の1に1口を加算した口数(4,401,326口)から本公開買付け開始時において公開買付者らが所有する対象者投資口数(524,079口)を減じた数に相当する投資口数(3,877,247口、所有割合：44.05%)です。

以上のような考えの下、対抗公開買付け提案にかかるプレスリリース後本訂正届出書提出に至るまで対象者投資口の市場投資口価格が変更後の本公開買付価格(21,750円)を上回って推移していること、及び本公開買付け開始当初に設定した公開買付期間末日(2021年5月24日)において、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募数が同年5月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書で定めた変更後の買付け予定数の下限(4,341,133口、所有割合：49.32%)に到達しなかったことを踏まえて、公開買付者は、今後の応募の見通し及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性等を総合的に考慮して、本公開買付けにおける第2回変更後の下限を3,877,247口(所有割合：44.05%)と設定することといたしました。なお、3,877,247口(所有割合：44.05%)の応募があった場合、本公開買付け後における公開買付者らが所有する対象者投資口の数は合計4,401,326口(所有割合：50.00%)となります。

下記「(7) 対象者投資口の追加取得の予定の有無」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付け成立後本臨時投資主総会の基準日(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において詳述します。)前に、本公開買付け成立時において本公開買付けへの応募を見送ったインデックスファンド等が依然として所有する対象者投資口(推定2,254,018口、所有割合:25.61%)のうちインデックスファンド等が本公開買付け成立後に売却する投資口及びその他の本公開買付けへの応募を見送った投資主が保有する投資口を法令の許容する範囲・方法において可能な限り市場内取引又は市場外相対取引により取得する予定であり、これにより本スクイズアウト手続が実施される確度はより高いものとなる見込みです。(中略)従って、公開買付者は、本臨時投資主総会の基準日までの間にこれらインデックスファンド等が売却する対象者投資口を法令の許容する範囲・方法において可能な限り市場内取引又は市場外相対取引により買い受けることを想定しています。具体的には、公開買付期間末日の翌日以後決済開始日の前営業日までの期間、101 LPSは、市場内取引による対象者投資口の取得、及び3.9%を上限(注)とする市場外相対取引又は市場内立会時間外取引による対象者投資口の追加取得を進める予定です。また、本公開買付けの決済完了後本臨時投資主総会の基準日までの期間についても、101 LPSは、市場内取引及び特定買付け(101 LPS単体の対象者投資口の所有割合が50%超3分の2未満の場合に法令上許容される特定買付けに限り(令第6条の2第1項4号、同条第3項。))による対象者投資口の追加取得を進める予定です。なお、かかる本公開買付け成立後の対象者投資口の追加取得については、本訂正届出書提出時点において、取引の相手方、数量及び買付価格は未定であり、本訂正届出書提出時点において決定している事項はありません。

(注) 公開買付者は、2021年3月30日から同年4月2日の期間に対象者投資口を1.1%取得していることから、本公開買付け成立後決済開始日の前営業日までの期間において法令上市場外相対取引又は市場内立会時間外取引による対象者投資口の追加取得として許容される対象者投資口の上限所有割合は、3.9%となります(法27条の2第1項4号、令7条)。

公開買付者は、上記のとおり、インデックスファンド等が公開買付けに応募せず、かつ、上述のリバランスに伴う売却後も継続して保有する投資口(対象者投資口の浮動投資口比率を反映したインデックスに基づく継続保有分)については、各社の基本方針に従いつつ、本取引の条件が適切であるか否かの判断を自ら行った上で、本投資口併合(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)にかかる臨時投資主総会議案には賛成の議決権行使を行う可能性があると考えており、本投資口併合が臨時投資主総会で承認されず、非公開化が行われない可能性は高くないと考えています。

なお、公開買付者は、仮に本公開買付け成立後本臨時投資主総会の開催までの間に、公開買付者がその時点での状況に鑑み、本投資口併合が否決される可能性が高いと判断した場合、又は本臨時投資主総会の決議によって現に本投資口併合の議案が否決され、かつ本公開買付け終了後最初に到来する対象者の事業年度終了時(以下「導管性要件基準時」といいます。本臨時投資主総会において対象者の決算期を変更する規約変更が承認可決されない限りは、2021年10月31日を意味します。)までの間に改めて対象者の臨時投資主総会において本投資口併合の議案についての可決決議が行われる可能性が現実的に乏しいと公開買付者が判断した場合には、保有する対象者投資口の第三者に対する譲渡による公開買付者の対象者投資口保有割合の減少その他対象者の導管性要件維持のために必要な措置を取る予定です。公開買付者は、そのうえで、導管性要件基準時経過後に速やかに市場内取引又は市場外相対取引、公開買付けその他その時点で法令上許容される方法により、公開買付者の所有割合が対象者の発行済投資口の総口数の3分の2を超えるように、若しくはかかる口数に可及的に近づくように、対象者投資口を追加取得し、又は対象者をして自己投資口を取得させることで対象者の総議決権数が減少する結果、相対的に公開買付者の議決権の割合を増加させること等により、最終的に対象者投資口の投資口併合によるスクイズアウトの成立を目指します。なお、当該追加取得の具体的な手法及び数量については、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場動向、本臨時投資主総会における投資口併合の議案への賛否の程度等を勘案の上、検討していくこととなりますので、本訂正届出書提出時点において決定している事項はありません。

(後略)

資金の概要

(訂正前)

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本取引の実行に要する資金について、以下のとおり調達することを予定しています。まず、101 LPSは、101株式会社を通じて本取引の実行に要する資金をクレディ・スイスAGシンガポール支店(以下「クレディ・スイス」といいます。)からの合計669億円を上限とした借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)及びSOF-12ファンドからの1,123億8,621万5,750円を上限とした出資により賄う予定です。

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本取引の実行に要する資金について、以下のとおり調達することを予定しています。まず、101 LPSは、101株式会社を通じて本取引の実行に要する資金をクレディ・スイスAGシンガポール支店(以下「クレディ・スイス」といいます。)からの合計669億円を上限とした借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)及びSOF-12ファンドからの1,185億7,860万2,500円を上限とした出資により賄う予定です。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由

本公開買付けの実施を決定するに至った経緯

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、本公開買付け開始後、引き続き対象者投資口の市場投資口価格が変更前の本公開買付価格(20,000円)を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の既存投資主に変更前の本公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、本公開買付け開始後の対象者投資口の市場取引の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討を行った結果、最終的に、2021年5月10日、本公開買付価格を20,000円から21,750円に変更することを決定いたしました(かかる変更後の本公開買付価格を以下「変更後の本公開買付価格」といいます。)

(後略)

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、本公開買付け開始後、引き続き対象者投資口の市場投資口価格が変更前の本公開買付価格(20,000円)を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の既存投資主に変更前の本公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、本公開買付け開始後の対象者投資口の市場取引の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性を総合的に考慮して、慎重に検討を行った結果、最終的に、2021年5月10日、本公開買付価格を20,000円から21,750円に変更することを決定いたしました(かかる変更後の本公開買付価格を以下「変更後の本公開買付価格」といいます。)

その後、同年5月20日、対抗公開買付け提案にかかるプレスリリースにおいて、本資産運用会社関連対抗提案者が対象者に対して対抗提案を実施した旨の開示がなされて以降、本訂正届出書提出に至るまで、対象者投資口の市場投資口価格が変更後の本公開買付価格(21,750円)を上回って推移していることを踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対抗公開買付け提案における公開買付価格(22,500円)を踏まえた上で対象者の既存投資主に変更後の本公開買付価格よりさらに高い金額での売却機会を提供する必要があると考え、本訂正届出書提出に至るまでの対象者投資口の市場取引の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し、対抗公開買付け提案における公開買付価格(22,500円)及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性を総合的に考慮して、慎重に検討を行った結果、最終的に、2021年6月1日、本公開買付価格を21,750円から対抗公開買付け提案における公開買付価格と同額の22,500円に変更することを決定いたしました(同日付けでの変更後の本公開買付価格を以下「第2回変更後の本公開買付価格」といいます。)

(後略)

対象者との対話

(訂正前)

(前略)

さらに、その後、2021年4月22日付で公開買付者より関東財務局長に提出された対質問回答報告書(以下「対質問回答報告書」といいます。)の内容を受けて、対象者が2021年5月6日に公表した「スターウッド・キャピタル・グループによる本投資法人投資口に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」と題するプレスリリース(以下「5月6日付反対意見表明プレスリリース」といいます。)及び対象者が同日に関東財務局長に提出した訂正意見表明報告書(以下「訂正意見表明報告書」といい、5月6日付反対意見表明プレスリリースと総称して「5月6日付リリース」といいます。)によれば、対象者役員会は、本公開買付けに反対の決議を行ったとのことです。

(訂正後)

(前略)

さらに、その後、2021年4月22日付で公開買付者より関東財務局長に提出された対質問回答報告書(以下「対質問回答報告書」といいます。)の内容を受けて、対象者が2021年5月6日に公表した「スターウッド・キャピタル・グループによる本投資法人投資口に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」と題するプレスリリース(以下「5月6日付反対意見表明プレスリリース」といいます。)及び対象者が同日に関東財務局長に提出した訂正意見表明報告書(以下「訂正意見表明報告書」といい、5月6日付反対意見表明プレスリリースと総称して「5月6日付リリース」といいます。)によれば、対象者役員会は、本公開買付けに反対の決議(以下「本反対決議」といいます。)を行ったとのことです。

その後、公開買付者は、2021年6月1日現在、本反対決議及び対抗提案を踏まえてもなお、本資産運用会社及び対象者役員会との間で、対象者の非公開化後も、本資産運用会社が、対象者の資産運用会社として、スターウッド・キャピタルの考える施策に沿って、資産運用業務を継続していただくための対話を試みる方針に変わりはなく、第2回変更後の本公開買付価格を踏まえた協議の開始について継続して本資産運用会社及び対象者役員会に働きかける意向です。また、公開買付者は、本資産運用会社関連対抗提案者による対抗提案を踏まえて、対象者の非公開化を実現し、本資産運用会社に資産運用業務を継続して頂くことを目的として、本資産運用会社関連対抗提案者に対して、本公開買付け又は対抗提案について対象者の非公開化に向けての公開買付者と本資産運用会社関連対抗提案者との協働の可能性(非公開化後の本資産運用会社関連対抗提案者との共同投資の可能性及び対象者の非公開化後の公開買付者の方針に従った保有資産の運用・処分を本資産運用会社に行ってもらうことに関する協働の可能性を含みますがこれらに限られません。)について対話を試みる方針です。

本公開買付価格決定の背景及び経緯について

(訂正前)

(前略)

一方、変更後の本公開買付価格(21,750円)は、公開買付者が本公開買付けの価格を決定し、本プレスリリースにおいて公表した日である2021年4月2日の東京証券取引所不動産投資信託証券市場における対象者投資口の終値(17,650円)に対して23.23%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月(2021年3月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(17,442円)に対して24.70%、過去3ヶ月(2021年1月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(16,190円)に対して34.34%、過去6ヶ月(2020年10月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(15,125円)に対して43.80%のプレミアムを加えた価格となります。また、変更後の本公開買付価格(21,750円)は、修正後1口当たりNAV(17,743円)に基づくNAV倍率で1.23倍に相当し、上記の対象者の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月及び過去5年間のいずれの期間のNAV倍率の平均値と比較しても一定のプレミアム(それぞれ、24.70%、34.34%、43.62%及び25.53%)を加えた価格となっています。

(訂正後)

(前略)

一方、変更後の本公開買付価格(21,750円)は、公開買付者が本公開買付けの価格を決定し、本プレスリリースにおいて公表した日である2021年4月2日の東京証券取引所不動産投資信託証券市場における対象者投資口の終値(17,650円)に対して23.23%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月(2021年3月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(17,442円)に対して24.70%、過去3ヶ月(2021年1月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(16,190円)に対して34.34%、過去6ヶ月(2020年10月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(15,125円)に対して43.80%のプレミアムを加えた価格となります。また、変更後の本公開買付価格(21,750円)は、修正後1口当たりNAV(17,743円)に基づくNAV倍率で1.23倍に相当し、上記の対象者の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月及び過去5年間のいずれの期間のNAV倍率の平均値と比較しても一定のプレミアム(それぞれ、24.70%、34.34%、43.62%及び25.53%)を加えた価格となっています。

さらに、第2回変更後の本公開買付価格(22,500円)は、公開買付者が本公開買付けの価格を決定し、本プレスリリースにおいて公表した日である2021年4月2日の東京証券取引所不動産投資信託証券市場における対象者投資口の終値(17,650円)に対して27.48%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月(2021年3月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(17,442円)に対して29.00%、過去3ヶ月(2021年1月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(16,190円)に対して38.97%、過去6ヶ月(2020年10月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(15,125円)に対して48.76%のプレミアムを加えた価格となります。また、第2回変更後の本公開買付価格(22,500円)は、修正後1口当たりNAV(17,743円)に基づくNAV倍率で1.27倍に相当し、上記の対象者の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月及び過去5年間のいずれの期間のNAV倍率の平均値と比較しても一定のプレミアム(それぞれ、29.00%、38.97%、48.57%及び29.86%)を加えた価格となっています。

(3) 本公開買付け成立後の運用方針

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、対象者の役員構成及び運用体制の構築に向けた具体的な道筋については、本公開買付けの開始後速やかに対象者の役員会及び本資産運用会社との間で対話を試みる方針でしたが、本訂正届出書提出日現在、上記のとおり、いまだ対象者及び本資産会社との対話を始めることができていません。もっとも、本訂正届出書提出日現在、公開買付者は、遅くとも本公開買付け成立後には、対象者の役員会及び本資産運用会社との間で対話を実施し、速やかに対象者の役員会及び本資産運用会社との対話を踏まえて、これを決定していく方針です。そして、対象者の非公開化の実施と共に、対象者を私募REITとして存続していく上で合理的とスターウッド・キャピタルが考える役員構成にて対象者の役員会を実際に構築する予定です。対象者の役員構成については、スターウッド・キャピタルから役員を派遣することは選択肢の一つとして考えていますが、本書提出日現在何ら決定した内容はありません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、対象者の役員構成及び運用体制の構築に向けた具体的な道筋については、本公開買付けの開始後速やかに対象者の役員会及び本資産運用会社との間で対話を試みる方針でしたが、本訂正届出書提出日現在、上記のとおり、いまだ対象者及び本資産会社との対話を始めることができていません。もっとも、本訂正届出書提出日現在、公開買付者は、遅くとも本公開買付け成立後には、対象者の役員会及び本資産運用会社との間で対話を実施し、速やかに対象者の役員会及び本資産運用会社との対話を踏まえて、これを決定していく方針です。そして、対象者の非公開化の実施と共に、対象者を私募REITとして存続していく上で合理的とスターウッド・キャピタルが考える役員構成にて対象者の役員会を実際に構築する予定です。対象者の役員構成については、スターウッド・キャピタルから役員を派遣することは選択肢の一つとして考えていますが、本書提出日現在何ら決定した内容はありません。

その後、公開買付者は、2021年6月1日現在、本反対決議及び対抗提案を踏まえてもなお、本資産運用会社及び対象者役員会との間で、対象者の非公開化後も、本資産運用会社が、対象者の資産運用会社として、スターウッド・キャピタルの考える施策に沿って、資産運用業務を継続していただくための対話を試みる方針に変わりはなく、第2回変更後の本公開買付価格を踏まえた協議の開始について継続して本資産運用会社及び対象者役員会に働きかける意向です。また、公開買付者は、本資産運用会社関連対抗提案者による対抗提案を踏まえて、対象者の非公開化を実現し、本資産運用会社に資産運用業務を継続して頂くことを目的として、本資産運用会社関連対抗提案者に対して、本公開買付け又は対抗提案について対象者の非公開化に向けての公開買付者と本資産運用会社関連対抗提案者との協働の可能性(非公開化後の本資産運用会社関連対抗提案者との共同投資の可能性及び対象者の非公開化後の公開買付者の方針に従った保有資産の運用・処分を本資産運用会社に行ってもらうことに関する協働の可能性を含みますがこれらに限られません。)について対話を試みる方針です。

(後略)

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

(前略)

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者らの所有する対象者投資口の議決権の合計数が対象者の総投資主の議決権の数の100%未満である場合には、公開買付者らは、対象者投資口の併合(以下「本投資口併合」といいます。)を行うこと及び決算期を1年に変更する旨の規約変更を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会(以下「本臨時投資主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の資産価値の維持・向上の観点から、本臨時投資主総会をできる限り早期に開催することが望ましいと考えています。投信法上臨時投資主総会の開催には2か月前の公告が必要であることも勘案し、本臨時投資主総会開催日の1か月前の日(本書提出日現在では、2021年7月下旬を予定しています。)を本臨時投資主総会の基準日に設定することについても、対象者に対して要請する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者らの所有する対象者投資口の議決権の合計数が対象者の総投資主の議決権の数の100%未満である場合には、公開買付者らは、対象者投資口の併合(以下「本投資口併合」といいます。)を行うこと及び決算期を1年に変更する旨の規約変更を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会(以下「本臨時投資主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの成立後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の資産価値の維持・向上の観点から、本臨時投資主総会をできる限り早期に開催することが望ましいと考えています。投信法上臨時投資主総会の開催には2か月前の公告が必要であることも勘案し、本臨時投資主総会開催日の1か月前の日(本書提出日現在では、2021年7月下旬を予定しています。)を本臨時投資主総会の基準日に設定することについても、対象者に対して要請する予定です。

(後略)

(7) 対象者投資口の追加取得及び第三者への譲渡の予定の有無

(訂正前)

上記「(1) 本公開買付けの概要」の「本公開買付けの概要、目的及び条件」に記載のとおり、インデックスファンド等は、浮動株比率を反映した指数で運用されていることから、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の発行済投資口数の過半数を取得することとなる結果、トラッキング・エラーを最小限にする見地から、公開買付者が取得した投資口を踏まえた浮動投資口の減少を反映した投資ポートフォリオのリバランスが必要となり、各インデックスファンド等はその保有する対象者の投資口の一部を浮動投資口の減少を反映するため売却することとなると公開買付者は想定しています。そこで、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の実施の確度を高めるべく、本公開買付け成立後本臨時投資主総会の基準日前に、本公開買付け成立時においてインデックスファンド等を含む本公開買付けへの応募を見送った投資主が依然として所有する対象者投資口のうち本公開買付け成立後に売却される投資口について、法令の許容する範囲・方法で可能な限り市場内取引又は市場外相対取引により取得する予定です。

なお、公開買付者は、仮に本公開買付け成立後本臨時投資主総会の開催までの間に、公開買付者がその時点での状況に鑑み、本投資口併合が否決される可能性が高いと判断した場合、又は本臨時投資主総会の決議によって現に本投資口併合の議案が否決され、かつ導管性要件基準時までの間に改めて対象者の臨時投資主総会において本投資口併合の議案についての可決決議が行われる可能性が現実的に乏しいと公開買付者が判断した場合には、保有する対象者投資口の全部又は一部の第三者に対する譲渡による公開買付者の対象者投資口保有割合の減少その他対象者の導管性要件維持のために必要な措置を取る予定です。公開買付者は、そのうえで、導管性要件基準時の経過後に速やかに市場内取引又は市場外相対取引、公開買付けその他法令の許容する方法により、公開買付者の所有割合が対象者の発行済投資口の総口数の3分の2を超えるように、又はかかる口数に可及的に近づくように、対象者投資口を追加取得すること等により、最終的に対象者投資口の投資口併合によるスクイーズアウトの成立を目指します。なお、当該追加取得の具体的な手法及び数量については、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場動向、本臨時投資主総会における投資口併合の議案への賛否の程度等を勘案の上、検討していくこととなりますので、現時点において決定している事項はありません。

(訂正後)

上記「(1) 本公開買付けの概要」の「本公開買付けの概要、目的及び条件」に記載のとおり、インデックスファンド等は、浮動株比率を反映した指数で運用されていることから、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の発行済投資口数の過半数を取得することとなる結果、トラッキング・エラーを最小限にする見地から、公開買付者が取得した投資口を踏まえた浮動投資口の減少を反映した投資ポートフォリオのリバランスが必要となり、各インデックスファンド等は、その保有する対象者の投資口の一部を浮動投資口の減少を反映するため売却することとなると公開買付者は想定しています。そこで、公開買付者は、本スクイズアウト手続の実施の確度を高めるべく、本公開買付け成立後本臨時投資主総会の基準日前に、本公開買付け成立時においてインデックスファンド等を含む本公開買付けへの応募を見送った投資主が依然として所有する対象者投資口のうち本公開買付け成立後に売却される投資口について、法令の許容する範囲・方法で可能な限り市場内取引又は市場外相対取引により取得する予定です。具体的には、公開買付期間末日の翌日以後決済開始日の前営業日までの期間、101 LPSは、市場内取引による対象者投資口の取得、及び3.9%を上限とする市場外相対取引又は市場内立会時間外取引による対象者投資口の追加取得を進める予定です。また、本公開買付けの決済完了後本臨時投資主総会の基準日までの期間についても、101 LPSは、市場内取引及び特定買付け(101 LPS単体の対象者投資口の所有割合が50%超3分の2未満の場合に法令上許容される特定買付けに限り(令第6条の2第1項4号、同条第3項。))による対象者投資口の追加取得を進める予定です。なお、かかる本公開買付け成立後の対象者投資口の追加取得については、本訂正届出書提出時点において、取引の相手方及び数量は未定であり、本訂正届出書提出時点において決定している事項はありません。

なお、公開買付者は、仮に本公開買付け成立後本臨時投資主総会の開催までの間に、公開買付者がその時点での状況に鑑み、本投資口併合が否決される可能性が高いと判断した場合、又は本臨時投資主総会の決議によって現に本投資口併合の議案が否決され、かつ導管性要件基準時までの間に改めて対象者の臨時投資主総会において本投資口併合の議案についての可決決議が行われる可能性が現実的に乏しいと公開買付者が判断した場合には、保有する対象者投資口の全部又は一部の第三者に対する譲渡による公開買付者の対象者投資口保有割合の減少その他対象者の導管性要件維持のために必要な措置を取る予定です。公開買付者は、そのうえで、導管性要件基準時の経過後に速やかに市場内取引又は市場外相対取引、公開買付けその他法令の許容する方法により、公開買付者の所有割合が対象者の発行済投資口の総口数の3分の2を超えるように、若しくはかかる口数に可及的に近づくように、対象者投資口を追加取得し、又は対象者をして自己投資口を取得させることで対象者の総議決権数を減少させ、相対的に公開買付者の議決権の割合を増加させること等により、最終的に対象者投資口の投資口併合によるスクイズアウトの成立を目指します。なお、当該追加取得の具体的な手法及び数量については、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場動向、本臨時投資主総会における投資口併合の議案への賛否の程度等を勘案の上、検討していくこととなりますので、本訂正届出書提出時点において決定している事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

投資証券	投資口1口につき、21,750円
新投資口予約権証券	
算定の基礎	<p>(前略)</p> <p>その後、公開買付者は、本公開買付け開始後、引き続き対象者投資口の市場投資口価格が本買付条件の変更前の公開買付価格(20,000円)を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の既存投資主に変更前の本公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、本公開買付け開始後の対象者投資口の市場取引の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討を行った結果、最終的に、2021年5月10日、本公開買付価格を20,000円から21,750円に変更することを決定しました。</p> <p>(中略)</p> <p>一方、変更後の本公開買付価格(21,750円)は、公開買付者が本公開買付けの価格を決定し、本プレスリリースにおいて公表した日である2021年4月2日の東京証券取引所不動産投資信託証券市場における対象者投資口の終値(17,650円)に対して23.23%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月(2021年3月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(17,442円)に対して24.70%、過去3ヶ月(2021年1月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(16,190円)に対して34.34%、過去6ヶ月(2020年10月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(15,125円)に対して43.80%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>(後略)</p>
算定の経緯	<p>(前略)</p> <p>その後、公開買付者は、本公開買付け開始後、引き続き対象者投資口の市場投資口価格が変更前の本公開買付価格(20,000円)を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の既存投資主に本買付条件等の変更前の公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、本公開買付け開始後の対象者投資口の市場取引の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討を行った結果、最終的に、2021年5月10日、本公開買付価格を20,000円から21,750円に変更することを決定いたしました。</p> <p>変更後の本公開買付価格(21,750円)は、修正後1口当たりNAV(17,743円)に基づくNAV倍率で1.23倍に相当し、上記の対象者の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月及び過去5年間のいずれの期間のNAV倍率の平均値と比較しても一定のプレミアム(それぞれ、24.70%、34.34%、43.62%及び25.53%)を加えた価格となっています。</p> <p>(中略)</p> <p>変更前の本公開買付価格及び変更後の本公開買付価格は、これらのリスクも勘案しています。</p>

(訂正後)

投資証券	投資口1口につき、 <u>22,500円</u>
新投資口予約権証券	
算定の基礎	<p>(前略)</p> <p>その後、公開買付者は、本公開買付け開始後、引き続き対象者投資口の市場投資口価格が本買付条件の変更前の公開買付価格(20,000円)を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の既存投資主に変更前の本公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、本公開買付け開始後の対象者投資口の市場取引の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討を行った結果、最終的に、2021年5月10日、本公開買付価格を20,000円から21,750円に変更することを決定しました。</p> <p>(中略)</p> <p>一方、変更後の本公開買付価格(21,750円)は、公開買付者が本公開買付けの価格を決定し、本プレスリリースにおいて公表した日である2021年4月2日の東京証券取引所不動産投資信託証券市場における対象者投資口の終値(17,650円)に対して23.23%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月(2021年3月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(17,442円)に対して24.70%、過去3ヶ月(2021年1月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(16,190円)に対して34.34%、過去6ヶ月(2020年10月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(15,125円)に対して43.80%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>さらに、第2回変更後の本公開買付価格(22,500円)は、公開買付者が本公開買付けの価格を決定し、本プレスリリースにおいて公表した日である2021年4月2日の東京証券取引所不動産投資信託証券市場における対象者投資口の終値(17,650円)に対して27.48%、過去1ヶ月(2021年3月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(17,442円)に対して29.00%、過去3ヶ月(2021年1月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(16,190円)に対して38.97%、過去6ヶ月(2020年10月3日から2021年4月2日まで)の終値単純平均値(15,125円)に対して48.76%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>(後略)</p>
算定の経緯	<p>(前略)</p> <p>その後、公開買付者は、本公開買付け開始後、引き続き対象者投資口の市場投資口価格が変更前の本公開買付価格(20,000円)を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の既存投資主に本買付条件等の変更前の公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、本公開買付け開始後の対象者投資口の市場取引の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討を行った結果、最終的に、2021年5月10日、本公開買付価格を20,000円から21,750円に変更することを決定いたしました。</p> <p>変更後の本公開買付価格(21,750円)は、修正後1口当たりNAV(17,743円)に基づくNAV倍率で1.23倍に相当し、上記の対象者の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月及び過去5年間のいずれの期間のNAV倍率の平均値と比較しても一定のプレミアム(それぞれ、24.70%、34.34%、43.62%及び25.53%)を加えた価格となっています。</p>

	<p>さらに、その後、同年5月20日、対抗公開買付け提案にかかるプレスリリースにおいて、本資産運用会社関連対抗提案者が対象者に対して対抗提案を実施した旨の開示がなされて以降、本訂正届出書提出に至るまで、対象者投資口の市場投資口価格が変更後の本公開買付価格(21,750円)を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、公開買付者は、対抗公開買付け提案における公開買付価格(22,500円)を踏まえた上で対象者の既存投資主に変更後の本公開買付価格よりさらに高い金額での売却機会を提供する必要があると考え、本訂正届出書提出に至るまでの対象者投資口の市場取引の状況、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し、対抗公開買付け提案における公開買付価格(22,500円)及び本公開買付けの成立の確度を高める必要性を総合的に考慮して、慎重に検討を行った結果、最終的に、2021年6月1日、本公開買付価格を21,750円から対抗公開買付け提案における公開買付価格と同額の22,500円に変更することを決定いたしました。</p> <p>かかる第2回変更後の本公開買付価格(22,500円)は、修正後1口当たりNAV(17,743円)に基づくNAV倍率で1.27倍に相当し、上記の対象者の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月及び過去5年間のいずれの期間のNAV倍率の平均値と比較しても一定のプレミアム(それぞれ、29.00%、38.97%、48.57%及び29.86%)を加えた価格となっています。</p> <p>(中略)</p> <p>変更前の本公開買付価格、変更後の本公開買付価格及び第2回変更後の本公開買付価格は、これらのリスクも勘案しています。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
投資口	8,278,571(口)	4,341,133(口)	(口)
合計	8,278,571(口)	4,341,133(口)	(口)

(注1) 応募投資口の総数が買付予定数の下限(4,341,133口)に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行いません。応募投資口の総数が買付予定数の下限(4,341,133口)以上の場合、応募投資口の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(4,341,133口)は、対象者自己投資口取得報告書に記載された2021年2月28日現在の発行済投資口の総口数(8,899,256口)から、対象者自己投資口取得報告書に記載のとおり同年3月10日付けで消却された自己投資口の総数(96,606口)を控除した発行済投資口の総口数(8,802,650口)について、当該発行済投資口の総口数の2分の1に1口を加算した口数(4,401,326口)から本公開買付け開始時において101 LPSが保有する対象者投資口数(96,915口)を減じ、さらに、本公開買付け成立時に101 LPS以外の公開買付者が取得することとなる対象者投資口数(36,722口)を加算した数に相当する投資口数です。かかる買付け予定数の下限は、本公開買付け成立時において101 LPSが単体で保有する対象者投資口数が対象者の発行済投資口の総口数の2分の1に1口を加算した口数(4,401,326口)となるよう設定したものです。

(中略)

(注4) 本公開買付けにおいて、各公開買付者が取得する対象者投資口の数については、以下の表左欄に記載の投資口数を予定しています。また本公開買付けによる取得の結果、各公開買付者が所有することとなる投資口数は、以下の表右欄記載のとおりです。かかる本公開買付けにおける買付け数の配分については、各公開買付者の出資元である各スターウッド・ファンドの未履行出資約束金額の多寡及び101 LPS以外の公開買付者の預金残高を踏まえて定めたものです。

	本公開買付けにおいて取得する対象者投資口の数(口)	本公開買付けにおける取得後の対象者投資口の合計数(口)
101 LPS	本公開買付けによって取得することとなった対象者投資口の数から101 LPS以外の公開買付者が取得する対象者投資口の数の合計である36,722口を減じた口数(全て応募された場合には8,241,849、下限での応募であった場合には4,304,411)	本公開買付けによって取得することとなった対象者投資口の数から101 LPS以外の公開買付者が取得する対象者投資口の数の合計である36,722口を減じた口数に、本書提出日現在101 LPSが所有する対象者投資口の数(96,915口)を加えた口数
SDSS	9,474	119,561(本書提出日現在で所有している110,087口(所有割合:1.25%)に左記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)

SDSS-K	17,076	215,508(本書提出日現在で所有している198,432口(所有割合:2.25%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SSF-S	3,709	47,023(本書提出日現在で所有している43,314口(所有割合:0.49%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SSF-C	2,791	35,232(本書提出日現在で所有している32,441口(所有割合:0.37%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SOF-11	3,672	46,562(本書提出日現在で所有している42,890口(所有割合:0.49%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
投資口	8,278,571(口)	3,877,247(口)	(口)
合計	8,278,571(口)	3,877,247(口)	(口)

(注1) 応募投資口の総数が買付予定数の下限(3,877,247口)に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行いません。応募投資口の総数が買付予定数の下限(3,877,247口)以上の場合は、応募投資口の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(3,877,247口)は、対象者自己投資口取得報告書に記載された2021年2月28日現在の発行済投資口の総口数(8,899,256口)から、対象者自己投資口取得報告書に記載のとおり同年3月10日付けで消却された自己投資口の総数(96,606口)を控除した発行済投資口の総口数(8,802,650口)の2分の1に1口を加算した口数(4,401,326口)から本公開買付け開始時において公開買付者が保有する対象者投資口数(合計524,079口)を減じた投資口数です。

(中略)

(注4) 本公開買付けにおいて、各公開買付者が取得する対象者投資口の数については、以下の表左欄に記載の投資口数を予定しています。また本公開買付けによる取得の結果、各公開買付者が所有することとなる投資口数は、以下の表右欄記載のとおりです。かかる本公開買付けにおける買付け数の配分については、各公開買付者の出資元である各スターウッド・ファンドの未履行出資約束金額の多寡及び101 LPS以外の公開買付者の預金残高を踏まえて定めたものです。

	本公開買付けにおいて取得する対象者投資口の数(口)	本公開買付けにおける取得後の対象者投資口の合計数(口)
101 LPS	本公開買付けによって取得することとなった対象者投資口の数から101 LPS以外の公開買付者が取得する対象者投資口の数の合計である36,722口を減じた口数(全て応募された場合には8,241,849、下限での応募であった場合には3,840,525)	本公開買付けによって取得することとなった対象者投資口の数から101 LPS以外の公開買付者が取得する対象者投資口の数の合計である36,722口を減じた口数に、本書提出日現在101 LPSが所有する対象者投資口の数(96,915口)を加えた口数
SDSS	9,474	119,561(本書提出日現在で所有している110,087口(所有割合:1.25%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SDSS-K	17,076	215,508(本書提出日現在で所有している198,432口(所有割合:2.25%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SSF-S	3,709	47,023(本書提出日現在で所有している43,314口(所有割合:0.49%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SSF-C	2,791	35,232(本書提出日現在で所有している32,441口(所有割合:0.37%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)
SOF-11	3,672	46,562(本書提出日現在で所有している42,890口(所有割合:0.49%)に左記記載の本公開買付けにおいて取得する口数を加えた口数)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	180,058,919,250
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	16,500,000
合計(a) + (b) + (c)	180,090,419,250

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(8,278,571口)に、1口当たりの変更後の本公開買付価格(21,750円)を乗じた金額です。

(中略)

(注6) 買付け等に要する資金等のうち、「買付代金(円)(a)」については、各公開買付者がそれぞれ本公開買付けにより取得する投資口数に変更後の本公開買付価格(21,750円)を乗じた金額を、それぞれ充当することを予定しており、「買付手数料(b)」及び「その他(c)」については、101 LPSが単独で負担することを予定していません。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	186,267,847,500
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	22,000,000
合計(a) + (b) + (c)	186,304,847,500

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(8,278,571口)に、1口当たりの第2回変更後の本公開買付価格(22,500円)を乗じた金額です。

(中略)

(注6) 買付け等に要する資金等のうち、「買付代金(円)(a)」については、各公開買付者がそれぞれ本公開買付けにより取得する投資口数に第2回変更後の本公開買付価格(22,500円)を乗じた金額を、それぞれ充当することを予定しており、「買付手数料(b)」及び「その他(c)」については、101 LPSが単独で負担することを予定しています。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【その他資金調達方法】

(訂正前)

(101 LPS)

内容	金額(千円)
102投資事業有限責任組合による出資	112,386,215
計(d-1)	112,386,215

(注1) 101 LPSは、上記金額の出資の裏付けとして、出資証明書記載の条件に基づき、有限責任組合員である102投資事業有限責任組合から112,386,215,750円を上限として101 LPSに対して出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月7日付で受領しています。

(注2) 101 LPSは、102投資事業有限責任組合からの出資の裏付けとして、102投資事業有限責任組合の有限責任組合員である102合同会社から112,386,215,750円を上限として102投資事業有限責任組合に対して出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月7日付で受領しています。

(注3) また、101 LPSは、102合同会社からの出資の裏付けとして、アイリス・ティーケー・インベスター1エルピー(Iris TK Investor 1, L.P.)(Cayman)(以下「Caymanファンド」といいます。)から112,386,215,750円を上限として、匿名組合契約に基づく出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月7日付で受領しています。Caymanファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。101 LPSは、Caymanファンドからの出資の裏付けとして、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップであり、SOF-12ファンドの傘下ファンドであるSOF-XII Iris SPV 2, L.P.、及びSOF-XII Iris SPV 3, L.P.、並びにSOF-12ファンドであるSOF-XII Mini Master 1, L.P. から合計で112,386,215,750円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月7日付で受領しています。さらに、SOF-XII Iris SPV 2, L.P.からの出資の裏付けとして、SOF-12ファンドであるSOF-XII Mini Master 2, L.P.から21,848,935,546円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月7日付で受領し、SOF-XII Iris SPV 3, L.P.からの出資の裏付けとして、SOF-12ファンドであるSOF-XII Mini Master 3-A, L.P.及びSOF-XII Mini Master 3-B, L.P. から合計で38,545,421,867円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月7日付で受領しています。SOF-12ファンドに対する出資コミットメントは、信託基金、保険会社、年金基金、政府系投資ファンド又は個人であるSOF-12ファンドのリミテッド・パートナー(以下「SOF-12ファンドLP」といいます。)によって行われています。

(後略)

(訂正後)

(101 LPS)

内容	金額(千円)
102投資事業有限責任組合による出資	118,578,602
計(d-1)	118,578,602

(注1) 101 LPSは、上記金額の出資の裏付けとして、出資証明書記載の条件に基づき、有限責任組合員である102投資事業有限責任組合から118,578,602,500円を上限として101 LPSに対して出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月28日付で受領しています。

(注2) 101 LPSは、102投資事業有限責任組合からの出資の裏付けとして、102投資事業有限責任組合の有限責任組合員である102合同会社から118,578,602,500円を上限として102投資事業有限責任組合に対して出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月28日付で受領しています。

(注3) また、101 LPSは、102合同会社からの出資の裏付けとして、アイリス・ティーケー・インベスター1エルピー(Iris TK Investor 1, L.P.)(Cayman)(以下「Caymanファンド」といいます。)から118,578,602,500円を上限として、匿名組合契約に基づく出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月28日付で受領しています。Caymanファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。101 LPSは、Caymanファンドからの出資の裏付けとして、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップであり、SOF-12ファンドの傘下ファンドであるSOF-XII Iris SPV 2, L.P.、及びSOF-XII Iris SPV 3, L.P.、並びにSOF-12ファンドであるSOF-XII Mini Master 1, L.P. から合計で118,578,602,500円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月28日付で受領しています。さらに、SOF-XII Iris SPV 2, L.P.からの出資の裏付けとして、SOF-12ファンドであるSOF-XII Mini Master 2, L.P.から23,052,793,671円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月28日付で受領し、SOF-XII Iris SPV 3, L.P.からの出資の裏付けとして、SOF-12ファンドであるSOF-XII Mini Master 3-A, L.P.及びSOF-XII Mini Master 3-B, L.P. から合計で40,669,242,463円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を2021年5月28日付で受領しています。SOF-12ファンドに対する出資コミットメントは、信託基金、保険会社、年金基金、政府系投資ファンド又は個人であるSOF-12ファンドのリミテッド・パートナー(以下「SOF-12ファンドLP」といいます。)によって行われています。

(後略)

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

180,389,114 千円 ((a-1)+(a-2)+(a-3)+(a-4)+(a-5)+(a-6)+(b)+(c-1)+(c-2)+(c-3)+(c-4)+(c-5)+(c-6)+(d-1)+(d-2)+(d-3)+(d-4)+(d-5)+(d-6))

(訂正後)

186,581,501 千円 ((a-1)+(a-2)+(a-3)+(a-4)+(a-5)+(a-6)+(b)+(c-1)+(c-2)+(c-3)+(c-4)+(c-5)+(c-6)+(d-1)+(d-2)+(d-3)+(d-4)+(d-5)+(d-6))

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募投資口の総数が買付予定数の下限(4,341,133口)に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行いません。応募投資口の総数が買付予定数の下限(4,341,133口)以上の場合は、応募投資口の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募投資口の総数が買付予定数の下限(3,877,247口)に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行いません。応募投資口の総数が買付予定数の下限(3,877,247口)以上の場合は、応募投資口の全部の買付け等を行います。

公開買付届出書の添付書類

1 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2021年6月1日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

2 出資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて本公開買付価格を21,750円から22,500円に変更したことに伴い、101 LPSが取得した出資証明書の日付及び金額に変更がありましたので、102投資事業有限責任組合、102合同会社、Caymanファンド、SOF-XII Iris SPV 2, L.P.、SOF-XII Iris SPV 3, L.P.、SOF-XII Mini Master 1, L.P.、SOF-XII Mini Master 2, L.P.、SOF-XII Mini Master 3-A, L.P.及びSOF-XII Mini Master 3-B, L.P.による合計9通の出資証明書を差し替えるものいたします。